

### 第3回三重県水源地域の森林の保全に関する検討委員会 議事概要

#### 議事（1）第2回検討委員会で指摘のあった件について（事務局説明）

質疑無し

#### 議事（2）水源地域の保全に関する条例の骨子案について（事務局説明）

##### 【議長】

- ・ただいま事務局から説明頂いた内容についてこれから議論していくが、内容が多岐にわたるため、それぞれの項目ごとに議論して頂いて最後にまとめるという形で進めたい。

「条例骨子案の2 定義について」

##### 【委員】

- ・水源地域の定義については以前も言わせて頂いたが、水の用途まで定義していくのか。今回は人間用の水道水が大きなものとなっていると思うが、農業用水や工業用水等も含めて水源地域と定義していくのかははっきりしておいた方が良くはないか。

##### 【事務局】

- ・この条例については水の用途というよりも、森林の部分の水源かん養機能の維持増進をはかることを目的としているので、水の用途については特に区別はしていない。

##### 【議長】

- ・水源地域については、資料3で示されたように水源涵養機能が高い森林が対象になるということで、水の各用途ではなくて、森林の最上流域としての責任を全般的に果たすという捉え方かと思う。

##### 【委員】

- ・その他の項目についても議論してから再度検討してはどうか。他の項目を議論していけばもう少し定義を加えた方が良くはないかという議論にもなると思う。他の県の条例も定義についてはこのぐらいの書きぶりなのか。

##### 【事務局】

- ・今回は骨子案なので、定義についてはこの程度でと考えているが、追加することも可能である。

「条例骨子案の3 関係者の責務等について」

##### 【議長】

- ・解説としては、1の目的を達成するために、色んな利害関係者が果たすべき役割、連携協力等について定めているという事ですが、これについて何かご意見ありましたら。

**【委員】**

- ・条例を制定することによって森林施業への影響が一番気になるところ。一つの例として、水源地から1 km以内ないし2 km以内の所では作業道がつけられないというような市町もあり、この条例によってそういうことはないということによいか。

**【事務局】**

- ・そのとおり。特にこの条例で何かをしてはならないという規制ではない。森林施業の話が出たが、森林を買って皆伐するというような場合に、二月前までに事前届出が必要となっているので、その点の林業面への影響を懸念している。

**【委員】**

- ・例えば、間伐するにしても、この水源地域の部分に関しては二月前の届出という形になるのか。

**【事務局】**

- ・あくまで土地所有権の移転等の事前届出なので、届出をしていただくのは権利が移る場合だけである。

**【委員】**

- ・水源地域の保全に関する条例なので、公的資金を利用した森林管理をすすめるというようなことを入れてもらえればと思う。例えば、森と緑の県民税を使うというような事で、この中に入れてもらう事が可能であればと思いますがいかがでしょうか。

**【事務局】**

- ・徳島県の条例でそういった内容が盛り込まれているので、次回の検討委員会で例にして提示しながらご議論いただければと思う。あくまでも今回は骨子案として示させていただいているので、このような方向性で検討していただきたいというような部分を指摘していただければ、また検討させていただく。

**【議長】**

- ・責務というとなかなか難しいところで、県民税等についてのご意見もありましたのでまたご検討いただけたらと思います。

「条例骨子案の4 水源地域の指定について」

**【議長】**

- ・事務局からご説明いただいたように、市町村森林整備計画で示された水源涵養機能が高いとされる森林を少しでも含んでいればそれを含んでいる大字すべての森林を水源地域として、大字単位で指定するという事です。資料4を見ていただくと、市町村森林整備計画で示された水源涵養機能が高いとされる森林は全体で59%という比率ですが、大字単位にくくって集計すると78%になっている。また、水源涵養機能というのは非常に広範囲に及ぶことや、届出者からの問い合わせに対しても大字単位であれば電話で簡単に答え

ることができることなどから、大字単位で指定するのが妥当ではないかということでしたが何かご意見等あれば。

**【委員】**

・森林の権利を点在して持っている人が、大字をまたいで例えば5箇所の森林売買をするとなった場合、それぞれに対して5枚届出をする必要があるということか。土地の所有は結構点在していると思うので、場所が分かれてしまっている所有森林を売り主が全て譲りたいという場合、箇所毎に申請をしなければならぬということか。

**【事務局】**

・基本的には売買単位になるので、同じタイミングで売買する場合は申請は1件となって、その中に書かれる所在地が5箇所ということになる。

**【委員】**

・では売買1回に対しての届出になるということか。

**【議長】**

・取引の相手方が一人の場合はそうなるが、買い主がそれぞれの場合は違ってくる。契約者ごとになるかと思う。

**【委員】**

・熊野市の例で言うと飛鳥町の大又、小又とか飛鳥町の中では大字はあるが、井戸町、木本町、有馬町など海岸の方は大字がなくて、いきなり小字になるが、そういうところはどうするのか。

**【事務局】**

・そういう場合は〇〇市〇〇町の〇〇町単位で指定したいと考えている。

**【議長】**

・県から指定を受ける地域は大字単位で、そこから漏れた場合でも、市町から要望があれば指定されると。そこまで含めてご意見よろしいでしょうか。

「条例骨子案の5 事前届出制度について」

**【議長】**

・「土地売買等の契約の2月前までに」ということで、資料5を見ても期間としては他県に比べて長い方になっていますがこれについてご意見いかがでしょうか。

**【委員】**

・第2回目の委員会の時に資料をいただいて、こういう事もあるので時間がかかるのではないかというお話だったが、やはりあまりイメージがわからない。実際に2ヶ月もかかるのかと思う。これ以上に具体的なイメージが判るものを提示していただけるのかどうかかわからないが、もう少し必要な期間がどのくらいかかるのかという具体的な例が知りたい。それから、事前届出をしてもらって、色々な関係機関と話し合って、報告の徴収及び立入調査をすることになると思うが、その具体的なラインと言うか、どのようなイメージで県がとらえられているのかという事も知りたい。届出には白、グレー、黒とあ

と思うが、特に白とグレーのラインが知りたい。私自身は取引の事を考えると2ヶ月というのは長いとは思う。例えば、他の条例にあるのかどうか分からないが、とりあえず届出期限を3ヶ月前にして、必要に応じてその期間を短縮することが出来るのか、そういう事は可能なのか。

**【事務局】**

- ・2番目のご質問からお答えする。(白、グレー、黒のライン)資料2の3ページ目の6「市町長への通知等」については、届出があった場合は通知をして、普通の場合であれば特に「意見なし」で済んでいくと思うが、通知をして市町から意見があって、そこで現地調査なり聞き取り等を行うような案件がグレーや黒となると思います。この取引は「何かあるな」という時は、県と市町の調整が始まり、書類審査から現地立入という話になってくると、どうしても30日間ぐらいはかかるのではないかと。その後、その場所を例えば別のの方に買っていただくとか、市町が公有林化をされる場合でも、民間であれば一週間で決まるのかしれませんが、市町であれば議会もありますし、そういう事で意志決定をするには結構時間がかかるのかなと思う。何もない時は書類審査だけとなるが、市町の中でも他の課に回覧するというようなことも必要かと思うので、何もなくてもやはり30日ぐらいはかかるのではないかと。岐阜県の方へも情報交換に伺ったが、書類審査というのは30日間で終わられているが、それはやはり問題がない場合です。ただし、問題がある事例というのも岐阜県の場合これまで無いようですが。市町の意志決定の時間とか、県と調整する時間を含めて2ヶ月かなと。本当は長ければ長い方が良いのですが、そうすると森林所有者にも負担がかかってくるので。

**【委員】**

- ・すでに条例がある県で、たくさん届出件数があるところで、今言ったグレー、黒の部分というのはあまり無いという説明されたが、結局ほとんどの取引が白なのに、グレーと黒を想定して厳しくするというのが、確率的な問題で厳し過ぎないかという気がする。例えば、「意見なし」というものに対して30日で良いのであれば、意見を求めてグレーか黒の時は、もう少し調査の期間があるので、県がそういう権限をもって調査をする期間を延ばしたいというような、延ばすことを県民が受け入れるというような事が出来ないものかと思う。

**【事務局】**

- ・期間というのは非常に難しく県としても色々意見が異なっているところもある。私も今の意見にどちらかという賛成で、大半が善良の売買だという風に想定されるが、何か事があった時に30日では対応出来ないということ。また、実際に何かあった時に契約を先延ばしてくれという事も、契約上なかなか難しいところがあると思うので、他府県の事例をもう少し分析し、次回説明をさせていただいて議論をいただければと思う。

**【議長】**

- ・確かにほとんどが30日以内で終わっているのであれば30日でもいいのかと思うが問題が出てきた時に、この案件は2ヶ月に延ばしてくださいという事が可能かどうかということを考えて、安全をみて全部2ヶ月としているのだと思われるが、多分そういう事例というのはほとんどないのでしょうか。先行県についても逆に言えば、こういう条例があるので、そういった届出が出しにくいという抑止的な効果もあるのかもしれない。

**【事務局】**

- ・実際にそのような事例は聞いてないし今のところ出てきていないようである。

**【議長】**

- ・出てこないであろうと思い30日にしたが、実際は出てきたからさあどうしよう、という事もあるのでもう一度ご検討をいただくことをお願いします。契約の当事者の一方が国等の場合は適用しないという事で公的機関であれば大丈夫でしょうという事ですが、これはよろしいですか。

**【委員】**

- ・土地所有権移転等と言うのは相続とか贈与とかも入るのか。法人の合併による権利の移転等も対象となるのか。

**【事務局】**

- ・相続は対象とならないが法人の合併は対象となるのではないか。相続で子どもに引き継がれるとか、森林法の事後届出もあるので、そこは区別している。利用目的が不明な取引は、契約を結ばれて為されることが多いのでそういう場合は届出をしていただく。

**【委員】**

- ・先ほどの期間の話と関わってくるが、法人の合併の場合の所有権移転の場合に、合併の情報はあまり外へ漏らしたくない、知られたくない企業が多いと思うが、情報の取り扱いというのは県の規定に乗っ取った形になるのか。

**【事務局】**

- ・基本的には県の開示情報の取り扱いの中に含まれる。

**【委員】**

- ・公開請求されれば公開することになるのか。

**【事務局】**

- ・また確認させていただく。

**【委員】**

- ・期間があまり早すぎると、法人の合併情報が漏れてしまうことになるので、やはり企業としてはそこは避けたいところがあるのかなと感じたので確認させていただいた。

**【委員】**

- ・水源地域の規制をする場合、皆伐をした時の規制というのはどこまで出来るかという事と、不法投棄とかそういうのはだめだが、通常の施設であれば開発をしても良いとか、後でこれはいけないとか判断がされていくのか。

**【事務局】**

- ・事前届出で売買の情報を事前に把握することによって、目的が不明確な案件や、開発目的の情報を事前に知って適正な指導をするということで、林地開発については、森林法で林地開発の許可制度があるので、事前届出の条例ではなく、森林法できちんとコントロールしていくことになる。

**【委員】**

- ・1 ha 未満の清潔な施設、あまり水源地を汚さないような施設であれば良いのかと思うが。

**【事務局】**

- ・前回そういった議論もあったが、我々としては1 ha 未満の開発行為についても、森林法の伐採届で市町に届け出ることになっているので、それで市町の方が情報を入手し適正な指導をしていただくという形で良いのではないかと提案をさせていただいている。

「条例骨子案の6、7 市町長への通知等及び報告の徴収及び立入調査について」

**【議長】**

- ・これらについては特に問題はないと思うがいかがでしょうか。（意見無し）

「条例骨子案の8 助言について」

**【議長】**

- ・知事は届出者に対し必要な助言ができる、これはいかがでしょうか。（意見無し）

「条例骨子案の9 勧告・公表・罰則について」

**【議長】**

- ・罰則規定で5万円以下の過料という項目がついている。これは最近条例を制定している県ではだいたいこれくらいの罰金を過しているものが多いという事で、他の県に比べても平均的なものだと思うがいかがでしょうか。

**【委員】**

- ・この罰則規定については、これで妥当なのかなという意見を持っているが、結局この条例の目的というのは、水源涵養機能の維持増進なんですけど、やりたい事というのが本当はあるわけですね。そのやりたい事のために、実際出来る事というのは事前届出制度ということで、本当にこれをやって、立入調査をして、売買をこの人に売るのをやめてこの人にして下さい、国にして下さい、地域にして下さいというような事が本当に出来るのでしょうか。例えば訴訟になった場合に勝てるのかという事もありますし、そう考えると、これらの条例というのは県民や土地所有者の意識の向上とか、そういう事を求めていくものであるとすれば、先ほどの期間の話にも繋がると思いますが、結局は罰則をどれだけ作っても氏名公表されて5万円を払ったらそれで終わりですね。何も売買が無効になったり、取り消しになったりはしませ

んよね。そういう面で教えていただきたいのですが、こういう条例に違反をしたから例えば、仮処分とかそういう事後的な救済とかは無理ですか。

**【委員】**

・これはギリギリだと思います。法律とバッテングしてしまうと訴訟で負けてしまうんです。だから県としてはここまでしか出来ないギリギリのところですよ。

**【委員】**

・そうすると結局、実際出来ることが何なのかという事も考えていく必要があるのではないかと思う。

**【委員】**

・届出なので、許可制度を作れない。国の法律がそうなっているので。訳知りの人がいれば突破してしまう。条例を作ることによって県としても「やるぞ」というところを見せるぐらいしか無いのかなと思う。

**【事務局】**

・地域の方に買っていただくというのが一番良いが、なかなか現実的には難しいのではないかと思う。ただし、公有林化のような取組は、森と緑の県民税ができたことで今までよりはやりやすくなったという気はします。ただし、公有林化したあとの間伐など維持管理等が必要となるわけで中々大変な部分はあると思う。公有林化にもっていく場合、先ほどの期限のところ、なぜ2ヶ月かかるかという、市町の意志決定、議会の補正予算などの手続きが必要となる。そういう意味で2ヶ月とさせていただいた。この条例の目的は大きく二つあり、公有林化という公的管理をすすめる方法もあると思うし、県民の意識情勢という部分もあると思う。どちらが濃いかという話で、委員が言われるように、可能性が低いならもっと短くすれば良いという話と思うし、もし問題があった時はどうすればよいかというところで色々考えさせていただいて2ヶ月とさせていただいた。あまり県民の方に負担をかけるのはいけないし、罰則等もバランス良くつけていきたいという思いはあるが、全てこの条例で100%解決できるものではないということも認識している。

**【議長】**

・確かに実行力がどれだけあるかということはなかなか難しいが、一つはこういう条例があるという事で、手続きもある、意見も聴かないといけないとか、世間体もあるということになれば公有林化へという方向もあるのかなと思う。実効性というより政策誘導、条例誘導的な意味合いがある程度の部分を占めるかと個人的に思う。色々な法律的な関係で難しいかと思うがまたご検討いただけたら。

**【議長】**

・全項目について見ていただきましたのでまとめますと「定義」等についてはもう少しまとめていただくという事で、関係者の責務については県民税についての意見も頂きましたがあくまでもこれは骨子案という事で、盛り込めたらという事で検討をお願いします。水源地域の指定については大字単位で指

定をするという事は、これはこれでよろしいですね。それから、もれた部分については市町の方からの申し出によって指定することが可能ですとの事です。事前届出の2月前というのは他の県の事例であるとか、色んなこれまでの実績等をもう一度調べていただいて検討いただく。罰則規定については5万円以下の過料ということで、最大限できる範囲であろうかと思えます。以上のようなご意見でもう一度事務局で、修正案なり補足の説明の準備をしていただくということでよろしいでしょうか。

**【議長】**

- ・「条例の目的」というところを飛ばしたのですが、内容や様々な項目については各道県、先行県の例を踏まえて事務局の方で検討していただいているわけですが、三重県でこういう条例をつくられるということで、他の先行県と同じようなものをつくるというのも、それはそれで良いのかと思うが、何か目的とか、どこかに三重県独自の地域性であるとか、そういうちょっとしたオリジナルのようなものが盛り込めればと思う。例えば、三重県の場合は林業先進国であるとか、そういうような事情がある中で、事務局で必ず実現いただくという確約のあるものにはならないでしようが、何か委員の中でこういう独自性があっても良いのではないかと意見があれば、せっかくの機会ですので伺えればと思えますがいかがでしょうか。

**【委員】**

- ・長い条例ではないので付けてよいものかどうか分からないが、「三重県は豊かな」とか「きれいな水」などの前文を目的より前に作文してはどうかと思う。

**【委員】**

- ・前回の委員会の時に、農業は山からの水を使い、森林は水を守る大切なものであるのに、農地に比べて規制がほとんど無い状況で、もっと農地よりも規制していいのではないかと、山の水はもっと大事ではないかと委員さんが言われたが、あれは良い言葉だなと思う。森林をより保護するというか、これで水源涵養機能や水源を保護するというような、より強く山を意識するような言葉はないでしょうか。

**【事務局】**

- ・検討させていただきます。

**【議長】**

- ・例えば条例の名前の字数制限というのは何かありますか。あまり長いのも困りますけど。国が作られる法律にはものすごく長いものがありますね。何か名称に入れていただいてもいいのかなとも思うし、私は滋賀県と仕事で関わっているが、滋賀県をつくるものは必ず枕詞のように「琵琶湖」とつけている。例えば美杉の方面に知り合いを連れていくと、何を感激するかと言うと、杉が尾根まで植えられているということに感激される。なので、非常に三重県はオリジナル性のある所がありますので、そういうのも良いかなと思う。



では三重県の独自の事情であるとか、そういう風な事を盛り込んでいただいて検討していただくということをお願いします。

**【議長】**

- ・委員の皆様のご意見をいただいて、もう一度骨子案を事務局に作っていただく補足の資料等で説明をいただくということで、次回もう一度検討したいと思っておりますがよろしいでしょうか。次回の検討も含めまして、事務局の方から何かご連絡ありましたらお願いします。

**【事務局】**

- ・条例のねらい、どんな効果を期待しているかということで、例えば、届出の日数とかについてもご意見がありましたので、そのことも少し明確にしながら、次回は本日委員の皆さんから頂いた意見を踏まえて、また本日説明しきれなかった部分については再度他県の条例等を調べたうえで、事務局から提案をさせていただきたい。